

田原会計 NEWS

2020年5月26日(火)

〒400-0032 山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

テレワーク導入と規定整備

普及に向けた取り組み

テレワークとは ITC (情報通信技術) を利用して時間や場所を有効活用し、事業場外勤務で柔軟な働き方をすることを言います。元は働き方改革や東京オリンピック開催で普及促進が提唱されていましたが、現在は感染症の拡大に伴い、テレワークに関する関心が高まっています。大きく分けると在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークに区分できます。

サテライトオフィスは所属するオフィス以外のレンタルオフィス等の遠隔勤務施設での就業を指し、モバイルワークは営業職などが外出中にオフィスに戻らず移動中に日報などの報告を行うもので、今は在宅で PC 作業のテレワークが増えています。

テレワーク導入は増えてはきているが……

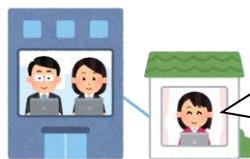
少し前ですが平成 30 年総務省調査では従業員数 100 人から 299 人事業所でのテレワーク導入率は 14.5%と大企業の 46.6% を大きく下回っています。最近 3 月の経団連のアンケート (会員 1470 社のうち 398 社が回答) では、テレワークや在宅勤務を始めるか予定している企業は回答者のうち 7 割に上っています。検討中も 19% いました。この数字は大企業も含まれているので中小

企業などではまだなかなか進んでいない状況があります。また、事務系の仕事では在宅勤務がしやすいものの、工場や現場系の仕事では在宅勤務自体が難しいという面もあります。一方で上司の中にも部下が仕事をしている姿を目の前で確認しないと不安と思う人がいる場合もあるでしょう。

導入するために決める必要のあること

会社がテレワークを導入し従業員に自宅や他のオフィスで働かせる場合に、就業規則の必須事項ではありませんが、実際にさせるには従業員に通信費や情報通信機器、光熱費等の費用負担を就業規則で定めておく必要はあります。今回のような事態で緊急にテレワークを始めて規定整備はできない時でも労使協定書で取り決めはしておきたいものです。規定する事項は、

- ① 対象者と対象者の許可基準、手続
- ② 実施時のセキュリティ等情報通信機器や情報の取り扱いルール
- ③ 費用負担のルール
- ④ 実施時の労働時間管理は始業・終業・休憩、時間外勤務、メールや電話報告義務、中抜け時間の取り扱い、テレワーク中は常に連絡が取れる態勢など



導入には業務負担や共有化、連絡方法等を話し合みましょう